

防火対象物の消防設備の状況の公表(流山市火災条例の改正について)

資料3

重大な消防法違反が認められる建物を流山市のホームページで公表する制度

1. 公表制度の目的	2. 改正内容		3. 公表の流れ																																															
<p>重大な消防法令違反が認められる建物において火災が発生した場合、人命に多大な被害が出るおそれがあります。このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、流山市の広報・ホームページや建物自体に命令内容が公示されることとなりますが、命令の公示までいくつかの手続きを踏まなければならない期間(改修期間を含む。)を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が建物の利用者に提供されないこととなります。</p> <p>流山市としては、これらの現状を踏まえ消防庁からの助言に基づき、重大な消防法令違反が認められる建物について、その建物を利用しようとする方々に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択・判断を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図ることを目的に火災予防条例及び規則の改正をするものです。</p>	<p>1. 公表の対象となる防火対象物 消防法で「特定防火対象物」と定めている、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院等、不特定多数の方が利用する建物を公表の対象とします。</p> <table border="1" data-bbox="629 320 1599 715"> <tr> <td rowspan="2">1項</td> <td>イ</td> <td>劇場、映画館等</td> <td rowspan="2">5項</td> <td>イ</td> <td>旅館、ホテル棟</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>公会堂、集会場等</td> <td>イ</td> <td>病院、診療所等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2項</td> <td>イ</td> <td>キャバレー等</td> <td rowspan="4">6項</td> <td>ロ</td> <td>特別養護老人ホーム等</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>遊技場等</td> <td>ハ</td> <td>老人デイサービスセンター等</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>性風俗特殊営業店舗等</td> <td>ニ</td> <td>幼稚園等</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>カラオケボックス等</td> <td>9項</td> <td>イ</td> <td>特殊浴場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3項</td> <td>イ</td> <td>料理店等</td> <td rowspan="2">16項</td> <td>イ</td> <td>特定複合用途対象物</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>飲食店等</td> <td>16の2</td> <td></td> <td>地下街</td> </tr> <tr> <td>4項</td> <td></td> <td>物品販売店等</td> <td>16の3</td> <td></td> <td>準地下街</td> </tr> </table>		1項	イ	劇場、映画館等	5項	イ	旅館、ホテル棟	ロ	公会堂、集会場等	イ	病院、診療所等	2項	イ	キャバレー等	6項	ロ	特別養護老人ホーム等	ロ	遊技場等	ハ	老人デイサービスセンター等	ハ	性風俗特殊営業店舗等	ニ	幼稚園等	ニ	カラオケボックス等	9項	イ	特殊浴場	3項	イ	料理店等	16項	イ	特定複合用途対象物	ロ	飲食店等	16の2		地下街	4項		物品販売店等	16の3		準地下街	<p>立入検査</p> <p>↓</p> <p>違反調査 公表要件該当の判定</p> <p>↓</p> <p>違反事項が認められた場合は、法令に基づく是正指導を併せて実施</p> <p>↓</p> <p>査察結果通知書の交付 公表の予告</p> <p>↓</p> <p>査察結果通知書を交付後14日経過しても、違反事項が是正されない場合は公表をすることを併せて通知する。</p> <p>↓</p> <p>公表の決定通知書交付</p> <p>↓</p> <p>公表日の7日前までに文書で通知します。</p> <p>↓</p> <p>公表 ホームページへの掲載等</p> <p>ホームページ掲載後、違反が是正されたら、ホームページから削除する。</p>	
1項	イ	劇場、映画館等		5項	イ		旅館、ホテル棟																																											
	ロ	公会堂、集会場等	イ		病院、診療所等																																													
2項	イ	キャバレー等	6項	ロ	特別養護老人ホーム等																																													
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等																																													
	ハ	性風俗特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等																																													
	ニ	カラオケボックス等		9項	イ	特殊浴場																																												
3項	イ	料理店等	16項	イ	特定複合用途対象物																																													
	ロ	飲食店等		16の2		地下街																																												
4項		物品販売店等	16の3		準地下街																																													
	<p>2. 公表の対象となる違反 特定防火対象物において消防法で設置が義務付けられる屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が一切設置されていないと認められたものを公表対象とします。</p> <table border="1" data-bbox="629 879 1599 1150"> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備です。</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消火する設備です。</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災が発生した場合に、火災の熱や煙を自動的に感知して建物の利用者等に火災を知らせる設備です。</td> </tr> </table>		屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備です。	スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消火する設備です。	自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の熱や煙を自動的に感知して建物の利用者等に火災を知らせる設備です。																																										
屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備です。																																																	
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消火する設備です。																																																	
自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の熱や煙を自動的に感知して建物の利用者等に火災を知らせる設備です。																																																	
	<p>3. 公表の方法と公表する内容</p> <p>①公表の方法 流山市ホームページ等の掲載</p> <p>②公表する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反が認められた防火対象物の名称及び所在地 ・違反の内容(違反している消防設備の名称) ・その他消防長が必要と認める事項 																																																	